

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）（第十二条第二号関係）

改正案	現行
<p>第二章 国際統一基準行等における開示事項 （単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一～七（略）</p> <p>八 銀行勘定における銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号） 第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポ ージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャ ーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 九・十（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>第二章 国際統一基準行等における開示事項 （単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一～七（略）</p> <p>八 銀行勘定における銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号） 第四条第四項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポ ージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャ ーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 九・十（略）</p> <p>4（略）</p>